

# 高松

発行：ののうち誠後援会  
〒699-0108 松江市東出雲町出雲郷1670  
電話・FAX 0852-52-3117  
Eメール nonouchi@mable.ne.jp

ブログで日々の活動を紹介しています。フェイスブックもやっています。  
<http://www.mable.ne.jp/~nonouchi/>

後援会だより—October

発行日:2022年(令和4年)10月30日

のののうち  
まこと VOL  
45

## 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに注意を

新型コロナウイルス感染症は、夏以降は減少傾向が続いており、松江市の9月の新規感染者数は1日当たり113.2人と報告され、10月22日は32人となりました。

感染症予防対策と経済対策の両輪で行う国の方針から、水際対策が緩和され全国旅行支援も始まりました。松江市でも、松江水郷祭湖上花火大会や松江祭撃行列などが3年ぶりに開催。地域でも、ざいごフェスティバルが3年ぶりに開催されるなど、各地で3年ぶりの大合唱のようです。市議会でも全国的な会議等が復活し、正副議長も対応に忙しい日々を送っています。

来年は今年より多くの行事・イベントが開催されるよう願いますし、私自身もいくつかの行事課題を抱えています。感染対策をしながら日常の活動が戻るよう期待したいと思います。

一方で、今冬は人の動きが大きくなる分、新型コロナとインフルエンザが同時流行するといった懸念を専門家が発しています。2年間国内で流行しなかったインフルエンザですが、そのため免疫を獲得している人が少なくなったと考えられています。新型コロナもインフルエンザも予防が一番ですね。

令和3年度決算や  
新型コロナ対策補正予算などを議決

## 9月定例議会

9月7日に開会した松江市議会9月定例会は、10月4日に28日間の会期を終えて閉会。9月定例会は、令和3年度決算審査や新型コロナウイルス感染症対策の補正予算が主な議題でした。

最終日の4日は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策の一般会計補正予算(第6号)が追加提案され、13億1,162万円余を補正(財源は全国国庫支出金)し、一般会計予算総額を1,101億2,449万円余とするもの。本会議では、9月定例会に上程された全ての議案24件と決算14件は原案通り可決されました。

そして、議会提出議案2件が上程。この2件は、我が松政クラブが起案し議会

運営委員会全員連名で提出されたもの。「公立中学校における部活動の地域移行を円滑に進めるための意見書について」と「教育デジタルトランスフォーメーションを継続的・発展的に進めるための意見書について」は、採決の結果原案どおり可決されました。

(予算金額や提出議案の詳細は市ホームページや市報等をご覧ください)

## 最近の活動から

### 市議会の災害発生時対応訓練を実施

7月26日に「第1回松江市議会 災害発生時対応訓練」を市役所で実施。市内で地震等の大規模災害が発生した時に、市災害対策本部と連携を図り、市議会議員が市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動を可能にするのが目的です。

災害対策支援本部の設置や任務、議員の対応等を実践する訓練として、「日曜日の14時に市内で震度5強の地震が発生」という想定で、正副議長と会派代表者が出席、全議員には会議概要をメール・FAXで報告がされました。



緊張感のある対応訓練を行いました

対応訓練では、市役所に来れない会派代表者のオンライン参加や、実際に確認が取れない議員やアドリブの質疑などがあり、一層緊迫感のある有意義な訓練となりました。

### 原爆戦没者慰霊式に参列

10月12日、「令和4年度 島根県原爆死没者慰霊式典」が、松江市北公園の原爆慰霊碑前の広場で行われ、出張の議長に代わり出席しました。



本間恵美子県協議会会長の式辞

広島と長崎に原爆が投下されてから77年目を迎え、平和への誓いを新たにする式典で、島根県原爆被爆者協議会の主催で行われました。

世界で唯一の被爆国・日本。世界に目を向けると、ウクライナ侵攻をしているロシアのプーチン大統領は戦術核兵器の使用を示唆するなど、原爆使用の危険は存在しています。日本からの「原爆の悲惨さや平和の尊さを訴えていく」ことが、我が国・国民の使命ではないかと、今の平和な日本の礎となられた原爆死没者の皆さんに思いを馳せつつ、式典に参列しました。

## 後援会のお知らせ

ののうち誠後援会にご加入いただき、一緒にまちづくりをしていきましょう。この度後援会だよりvol.45を発行いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

### ののうち誠 プロフィール

昭和25年生まれ(現在71歳)出雲郷小学校→東出雲中学校→島根県立松江農林高校→東出雲町役場就職(平成23年3月に町参事を最後に退職)→平成23年8月松江市議会初当選、平成25年4月2期目当選平成29年4月3期目当選 令和3年4月4期目当選

ホームページ、  
ブログはこちらから



### 社会活動の復活で野外ライブ

10月2日、鹿島野外音楽堂で「LOVE&FINE♪ミュージックネットワーク」主催の「山陰ミュージックジャンボリー2022」が開催されました。このネットワークは、愛媛と岡山、山陰のミュージックジャンボリー実行委員会の共催。野々内は、山陰ミュージックジャンボリー実行委員会の代表を縁あって務めさせていただいています。

出演は四国・中国・地元から応募の13組。久しぶりの中四国の仲間と再会したり、ライブを夕方までぶっ通しで楽しみました。ジャンルを問わず音楽は心を豊かにしますね。



オープニングで挨拶

### 歴史館特別展で挨拶とテープカット

10月17日は、松江歴史館で、特別展「古代出雲の中心地・松江一田和山・神後田から国府・国分寺へ」のオープニング式典があり、議長に代わり出席し挨拶とテープカットをさせていただきました。



オープニング式典で挨拶

弥生時代から古墳時代の遺跡で出土した考古資料を中心に紹介し、意宇の地と呼ばれる松江市南郊が、古代出雲の中心地となっていく様子をたどるという趣旨です。

出雲国庁や出雲国分寺など古代出雲の中心地だった意宇平野。その一端に住まいしている身として誇らしい遺跡等や遺物資料の展示です。12月11日まで開催です。

## 11月定例議会予定

11月	30日(水)	本会議(会期の決定、提案説明)
12月	5日(月)	一般質問
	6日(火)	一般質問
	7日(水)	一般質問・議案質疑・委員会付託
	8日(木)	総務委員会・予算委員会総務分科会
	9日(金)	教育民生委員会・予算委員会教育民生分科会
	12日(月)	経済委員会・予算委員会経済分科会・建設環境委員会現地視察
	13日(火)	建設環境委員会・予算委員会建設環境分科会
	16日(金)	予算委員会(分科会長報告・質疑・討論・採決)
	20日(火)	本会議(委員長報告、質疑・討論・採決)、閉会

## ◆後援会事務局◆

〒699-0108 松江市東出雲町出雲郷1670 TEL・FAX / 0852-52-3117  
Eメール nonouchi@mable.ne.jp <http://www.mable.ne.jp/~nonouchi/>

# 課題 クローズアップ

Assignment close up

## 動き出した松江市の線引き制度 今年度中に土地利用の 考え方を決定

都市計画法に基づき昭和45年から採用している松江市の区域区分(線引き)制度。その後平成12年に都市計画法が改正され、線引き制度が選択制に移行されました。松江市では、市街化調整区域に緩和制度を設けましたが、抜本的な見直しにうつっていません。

松江市では、時代が大きく変化するに当たり、改めて「まちのかたち」と「土地利用制度」を議論する時期を迎えているとし、本年4月に策定した「松江市総合計画」において「今後の土地利用制度の考え方」を令和4年度末までに決定することを決めました。

現在は、松江市都市計画審議会・市議会ではまちづくり対策特別委員会で検討が行われています。今号では、その検討状況についてお知らせし、国道9号線周辺の市街化調整区域

## 動き出した松江市の線引き制度

に土地を所有する方を始め、皆さんに新しい都市計画について考えていただきたいと思えます。

### 土地利用の 検討が進んでいます

松江市都市計画審議会は、学識経験者等の第三者からなる委員で構成し、都市計画を決める前にその案について調査、審議しています。野々内は議会からの委員をしています。

今回の「土地利用制度の考え方」については、今年6月2日の都市計画審議会から審議が始まり、直近の10月11日の審議会は3回目となりました。

6月審議会は、都市計画制度や土地利用などを認識する内容で、9月2日の審議会では「制度の異なる出雲市との比較による現状把握」と「本市の土地利用規制の影響による現状制度」の説明があり、その後委員全員から感想・意見が述べられました。

野々内は、都市計画制度が始

◀現在の本市の土地利用規制

見を述べました。野々内は、中心市街地の空家・空洞化は別途市街地再開発の土地区画整理事業等で検討すべき。アンケートの「現状の土地利用規制が支障となっている」との市民の実感・実態はわずかにいつ分析は、希望通りの住宅が建つ緩和地域の意見であって市街化調整区域の多くを占め

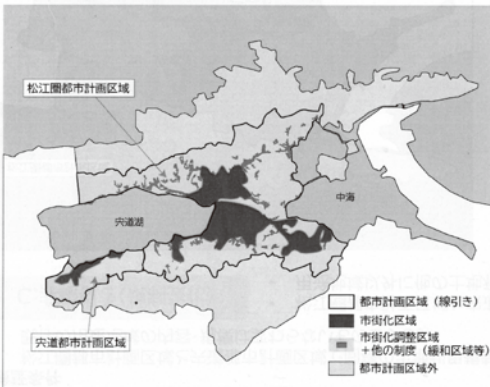
## 各土地利用規制を松江市で導入した場合の検証

検証条件

- 松江圏都市計画区域と宍道都市計画区域で同様の土地利用規制を当てはめる。
- 既存の用途地域の内容・規模は変わらないものとする。

### B:線引き(緩和等)

- 松江圏都市計画区域と宍道都市計画区域ともに線引き
- 市街化調整区域には他の制度(緩和区域等)を導入



導入イメージ

【制度特徴】

- 線引きにより無秩序な市街地の拡大を抑制することが可能。
- 市街化調整区域は緩和等の制度導入により、本市の実情に沿った土地利用コントロールが可能。
- 市街化調整区域において、緩和制度等を導入する区域は、土地利用の自由度がAに比べて高い

今後の都市計画審議会では、現行の土地利用制度の検証をまとめ、現行制度や新たな土地利用制度手法を導入した場合の事例研究によって、新たな制度設計の方向性をまとめ、松江市にふさわしい土地利用制度の導入について議論を深めていくことになりそうです。また、市議会まちづくり対策特別委員会でも同様の議論がされるものと考えます。

### 今後の検討方向

その前の11月13日(白)は「市民シンポジウム」が13時30分から松江テルサホールで開催されます。そして審議会は1月が最終で、年度内に土地利用方針が公表される予定です。

「その他地域」に住む人の意見反映が必要だ。4種の事例のうち、Cのスプロールを避けるための特定用途制限等について具体的な例示を示さなければ比較検討は困難で次回審議会で資料提供を求めると発言しました。

次回審議会は11月15日開催。

また昭和45年からの約50年からの振り返りが必要だと考えています。9月2日の執行部の説明で、都市計画制度の矛盾点や欠点が改めて示されたと感じました。出雲市との比較では、出雲市の状況のデータが示され都市の勢いを感じました。

10月審議会は、①松江市の状況整理(農地の状況・空家の状況・まちなかの空洞化)、②団体ヒアリング、③市民アンケート結果、④土地利用規制毎の傾向分析(パターン整理と類似自治体比較・他自治体の事例整理)の順に市側から説明がありました。

このうち、土地利用規制のパターン4種による松江市で

具体的には、土地利用規制のパターン4種による松江市で導入した場合の検証の、A:線引き(一般)、B:線引き(緩和等)※本市の現状制度、C:非線引き(規制強化)と、D:非線引き(一般、宍道都市計画区域・出雲市等と同じ調整区域を持たない制度)のいずれかの検討になり、線引きの現状維持か非線引きかの議論になると考えられます。

最終的には、様々な意見を踏まえ松江市にふさわしい土地利用方針を公表していく計画です。

### 野々内の考え方

問題がある緩和制度を含めた市街化調整区域全体の見直しは賛成です。特に市街化区域に隣接した土地利用の自由度に注目しています。

「松江市総合計画」には、「まちのかたち」は本市の将来像を作るための土台であるとし、「市内のバランスの取れた発展」が求められていることから「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成をめざすとあり

## 各土地利用規制を松江市で導入した場合の検証(まとめ)

	土地利用のコントロール	土地利用の促進	現状との違いと合意形成(松江圏)	現状との違いと合意形成(宍道)	まちのかたちをつくる手段として
<b>A:線引き</b>	線引きにより無秩序な市街地の拡大を抑制することが可能/市街化調整区域できめ細やかなコントロールができない	市街化調整区域において土地利用の自由度が低い	<b>規制強化</b> 市街化調整区域において緩和制度がなくなるため抵抗感が大きくなる恐れがある	<b>規制強化</b> 市街化調整区域において規制が強化されるため抵抗感が大きくなる恐れがある	市街化調整区域における強い規制のため、郊外拠点の衰退を招く恐れがある
<b>B:線引き(緩和等)</b> ※現在の線引きと同等度の土地利用規制とした場合	線引きと他の制度の導入により、きめ細やかな土地利用コントロールが可能	市街化調整区域において土地利用の自由度がAに比べて高い	<b>規制同じ</b> 土地利用規制に特に変化がないため抵抗感は小さい	<b>規制強化</b> 現状より土地利用規制が強くなる地域では抵抗感が大きくなる恐れがある	緩和制度や地区計画等によるコントロールで市内のバランスのとれた発展を目指す
<b>C:非線引き(規制強化)</b> ※現在の線引きや緩和制度と同等度の土地利用規制とした場合	土地利用規制の導入により、きめ細やかな土地利用コントロールが可能	用途地域外において土地利用の自由度がDに比べて低い	<b>規制緩和+強化</b> 土地利用規制に特に変化がないため抵抗感は小さい	<b>規制強化</b> 現状より土地利用規制が強くなる地域では抵抗感が大きくなる恐れがある	特定用途制限等によるコントロールで市内のバランスの発展を目指す
<b>D:非線引き(一般)</b>	用途地域外では土地利用をコントロールできない	用途地域外において土地利用の自由度が高い	<b>規制緩和</b> 土地利用規制が緩和されるため抵抗感は小さい	<b>規制同じ</b> 土地利用規制に特に変化がないため抵抗感は小さい	用途地域外における弱い規制のため、無秩序なまちの拡大(スプロール)を招く恐れがある

導入した場合の検証が行われ、4種とは、A:線引き(一般)、B:線引き(緩和等)※本市の現状制度、C:非線引き(規制強化)、D:非線引き(一般、宍道都市計画区域・出雲市等と同じ制度)。

配布資料から「各土地利用規制を松江市で導入した場合の検証(まとめ)」



市街化区域と市街化調整区域、一般区域と混在する現制度



荒れ果てた農地(東出雲町揖屋)